

# 鳥取県福祉のまちづくり条例が改正公布されました 〔バリアフリー法に基づく条例へ衣替え〕 ～平成20年10月1日施行～

新しい鳥取県福祉のまちづくり条例(以下、「新条例」という。)が平成20年3月28日に公布され、10月1日より施行されます。

平成8年に制定された「鳥取県福祉のまちづくり条例」(以下、「旧条例」という。)は、高齢者・障害者、妊産婦等を含むすべての県民が、安全かつ快適に施設を使用できるよう施設整備基準の遵守を義務づけると共に、特に整備の必要な施設については届出を義務付けし、指導を実施してきましたが、罰則規定がないこともあって適合率は年々低下していました。

一方、平成15年にハートビル法(平成6年制定、平成18年12月20日から「バリアフリー法」)の改正により、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する一定の建築物で床面積が2,000㎡以上のものについては、バリアフリー化が義務化され、罰則規定も設けられています。

県ではこの度、条例を全部改正して県の独自条例からバリアフリー法に基づく条例として衣替えし、法と条例を一本化しました。

これにより、手続を簡素化すると共に、建築物のバリアフリー化を促進し、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進します。

※バリアフリー法・高齢者、身障者等の移動等の円滑化に関する法律

## 1 新条例の骨子

法と条例を一本化するにあたって、旧条例の対象建築物、整備基準との整合を取るため、新条例において、以下の内容を規定しました。

(1) 法の義務付け対象ではない建築物のうち、以下のものを義務付け対象として規定  
学校、公益事業の事務所、共同住宅、保育所、スポーツクラブ、自動車教習所等

(2) 建築物移動等円滑化基準に必要な特定施設・基準を付加

- ・原則、現行条例と同等の内容となるよう基準を追加
- ・玄関出入口については100㎡以上から基準を適用、併せて庇設置を義務付け
- ・用途・規模に応じて託児施設、授乳施設、ベビーキープ、音声誘導装置等を義務付け

(3) 廊下幅や敷地内通路等、大部分の基準が適用になる面積を  
法の規模(2,000㎡)未満に設定

- ①不特定多数が利用する施設 → 1,000㎡以上
- ②不特定多数が利用し、公共公益性が高い施設 → 500又は200㎡以上
- ③不特定多数が利用し、公共公益性が高く、  
高齢者、障害者等の利用頻度が高い施設 → 100㎡以上

## 2 条例等の本文について

条例、施行規則、告示は県公報に掲載されています。ご覧になるには、以下のURL(鳥取県公式ホームページ内)をアクセスしてください。

- ・条例 → <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81490>
- ・施行規則 → <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=93573>
- ・告示 → <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=93572>

(「建築物移動等円滑化基準の不適用認定に係る大規模な改修等」というタイトルです)

また、その他の情報については景観まちづくり課のホームページをご覧ください。

掲載先アドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81585>

## 3 問い合わせ先

(1) 条例、施行規則、告示に関すること

鳥取県生活環境部景観まちづくり課まちづくり推進担当  
電話 0857-26-7390 ファクシミリ 0857-26-8114  
電子メールアドレス [keikanmachizukuri@pref.tottori.jp](mailto:keikanmachizukuri@pref.tottori.jp)

(2) 申請等に関すること

東部総合事務所生活環境局建築住宅課	電話	0857-20-3648
中部総合事務所生活環境局建築住宅課	電話	0858-23-3235
西部総合事務所生活環境局建築住宅課	電話	0859-31-9753
鳥取市都市整備部建築指導課	電話	0857-20-3282
倉吉市建設部景観まちづくり課	電話	0858-22-8175
米子市建設部建築指導課	電話	0859-23-5236
境港市建設部都市整備課	電話	0859-47-1062

## 増築等に関する適用範囲

バリアフリー法の規定に則して、建築物の増築等の場合は以下のとおりの扱いとなります。

①法、条例の対象となる規模は増築等にかかる部分の規模で算定します。

②基準に適合すべき部分は、以下のとおりとなります。

(ア)当該増築等にかかる部分

(イ)道等から当該増築等に係る部分にある利用居室（共同住宅は各住戸、ガス事業等の事務所は窓口又は案内所とする。以下同じ）に至るまでの経路

(ウ)不特定多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(エ)当該増築等に係る部分にある利用居室から車いす使用者用便房に至るまでの経路

(オ)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

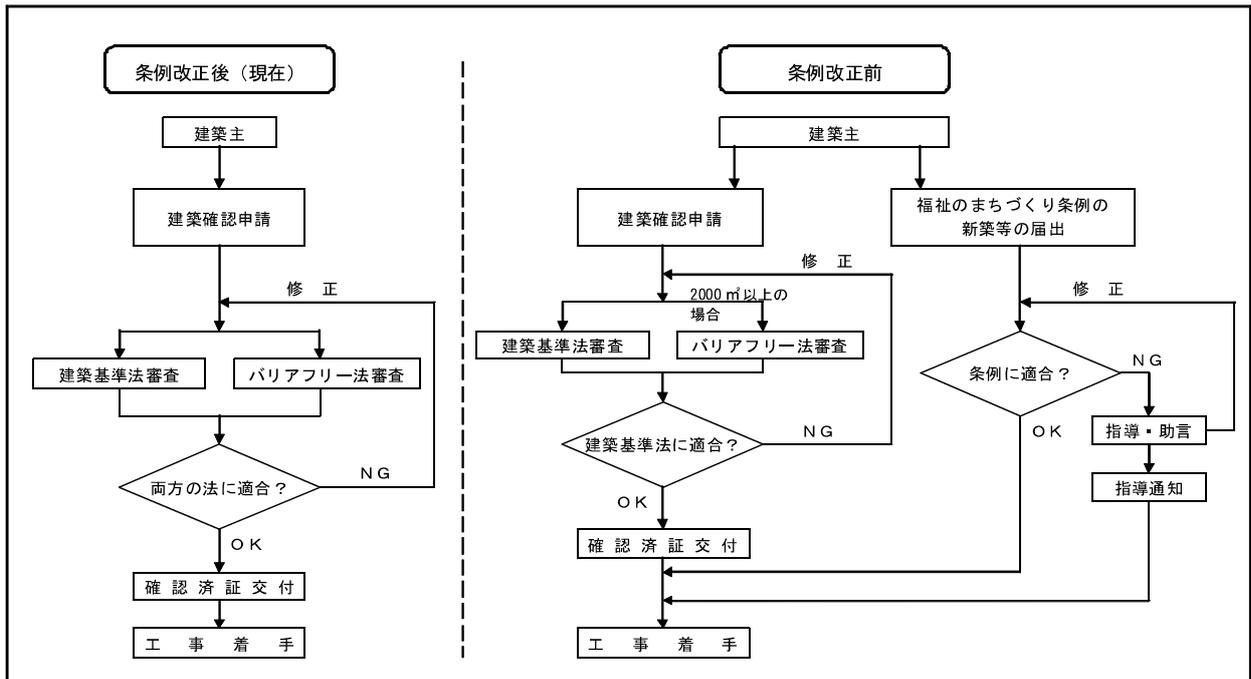
(カ)車いす使用者用駐車場から増築等に係る部分にある利用居室に至るまでの経路

## バリアフリー基準に係る審査、検査方法の変更

これまでの工事着手前の県又は市への「新築等の届出」制度は廃止となります。

変わって、バリアフリー法及び新条例への適合を建築確認申請において審査し、中間検査或いは完了検査において検査することとなり、適合しない場合には、確認済証或いは検査済証の交付がされないこととなります。

バリアフリーの審査、検査は特定行政庁(県、市)又は指定確認検査機関が行うこととなります。



## 施行期日と経過措置

新しい基準は新条例の施行日（平成20年10月1日）以降に工事着手する建築物が対象となります。

施行日より前に工事着手する建築物は、旧条例の基準が適用されます。

## 罰則の適用

条例の規定に違反した場合には、バリアフリー法で規定されている罰則が適用されます。

## 規制対象となる建築物の用途の新旧比較

バリアフリー法、新条例（平成20年10月1日以降着工分）			旧条例	
特別特定建築物			特定公共的施設	
条例追加用途		(廊下幅や敷地内通路等、大部分の基準が適用になる面積)*注	(対象面積)	
1	特別支援学校	100㎡	0㎡	特別支援学校
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	100㎡	0㎡	幼稚園、小学校、中学校、高等学校
	中等教育学校、大学、高等専門学校		0㎡	中等教育学校、大学、高等専門学校
	各種学校、専修学校	500㎡	0㎡	各種学校、専修学校
2	病院・診療所	100㎡	0㎡	病院・診療所
3	劇場、観覧場、映画館、演芸場	1000㎡	500㎡	劇場、観覧場、映画館、演芸場
4	集会場、公会堂	500㎡	0㎡	集会場、公会堂
5	展示場	1000㎡	1000㎡	展示場
6	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗	100㎡	100㎡	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗
7	ホテル、旅館	1000㎡	1000㎡	ホテル、旅館
8	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署	100㎡	0㎡	国、県、市町村等の官公署施設
	ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	1000㎡	0㎡	ガス、電気、電気通信の用に供する事務所
9	共同住宅、寄宿舎	1000㎡	51戸以上	共同住宅、寄宿舎
	下宿	1000㎡		
10	老人ホーム	100㎡	0㎡	社会福祉施設その他これに類する施設のうち以下に該当
	保育所	100㎡		児童福祉施設
	福祉ホーム	100㎡		身体障害者更生援護施設
	その他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	100㎡		精神障害者社会復帰施設 生活保護法の保護施設 社会福祉法の隣保館等の施設 婦人保護施設 知的障害者援護施設
	その他これらに類するもの(上記以外)	100㎡		
11	老人福祉センター	100㎡		老人福祉施設
	児童厚生施設	100㎡		有料老人ホーム
	身体障害者福祉センター	100㎡		母子福祉施設
	その他これらに類するもの	100㎡		老人保健施設
12	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)	1000㎡	1000㎡	体育館
	若しくはボウリング場		1000㎡	水泳場
			1000㎡	ボウリング場
	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設(上記のものを除き、かつ企業の福利厚生用のものを除く)	1000㎡	1000㎡	スキー場、スケート場その他のスポーツ施設
	遊技場	1000㎡	1000㎡	マージャン、パチンコその他これらに類する施設
13	博物館、美術館、図書館	500㎡	0㎡	博物館法、美術館、図書館
14	公衆浴場	500㎡	300㎡	公衆浴場
15	飲食店	200㎡	100㎡	飲食店
16	郵便局	100㎡	0㎡	国、県、市町村等の官公署施設(再掲)
	理髪店、美容院	200㎡	50㎡	理容室、美容室
	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋	500㎡	300㎡	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋
	銀行	100㎡	0㎡	銀行
	その他これらに類するサービス業を営む店舗	500㎡	300㎡	旅行代理店
			300㎡	その他これらに類するサービス業を営む店舗
17	自動車教習所	500㎡	0㎡	自動車教習所(学校等)
	職業訓練校	500㎡	0㎡	職業訓練校(学校等)
19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	100㎡	0㎡	鉄道の停車場、港湾の旅客施設、バスターミナル、空港
20	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	1000㎡		
21	公衆便所	50㎡	0㎡	公衆便所
22	公共用歩廊	1000㎡		
23			0㎡	火葬場
24	複合施設	1000㎡	1000㎡	複合施設

     条例で追加した用途、又は引き下げ後の面積

\*注: 玄関出入口・庇の整備については、100㎡以上の全ての特別特定建築物に基準適合義務があります。  
また100㎡以上の特別特定建築物の確認申請にあたっては、建築物移動等円滑化基準チェックリストの添付が必要です。

建築物移動等円滑化基準適用面積早見表

[単位:㎡]

建築物移動等円滑化基準		廊下幅や敷地内通路等、右記を除く基準	一般基準					ホテル旅館の客室	移動等円滑化経路					エレベーター	視覚障害者移動等円滑化経路
			車いす使用者用便所	オストメイト	ベビーキープ	ベビーベッド	大型ベッド		建築物の主たる出入口の構造	屋外への出入口の庇等	音声誘導	廊下等	授乳、おむつ交換ができる場所		
学校	特別支援学校	100	100	2000	-	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	100
	幼稚園、小学校、中学校、高校、中等教育学校、大学、高等専門学校	100	2000	2000	-	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	-
	上記以外の学校(各種学校、専修学校等)	500	2000	2000	-	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	-
病院又は診療所		100	100	2000	100	-	-	-	100	100	1000 <sup>注1</sup>	-	-	2000	100
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		1000	1000	2000	1000	1000	2000	-	100	100	1000	1000	1000	2000	1000
集会場又は公会堂		500	500	2000	500	500	2000	-	100	100	1000	500	-	2000	500
展示場		1000	1000	2000	1000	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	1000
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		100	100	2000	100	5000	5000	-	100	100	5000	5000	-	2000	100
ホテル又は旅館		1000	1000	2000	1000	1000 <sup>注</sup>	5000 <sup>注</sup>	1000	100	100	-	5000 <sup>注</sup>	-	2000	1000
事務所	ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	1000	1000	2000	1000	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	-
	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署	100	100	2000	100	100	2000	-	100	100	1000	100	-	2000	100
共同住宅、寄宿舎又は下宿		1000	1000	2000	1000	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	-
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)		100	100	2000	100	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	100
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(上記以外のもの)		100	100	2000	100	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	-
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		100	100	2000	100	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	100
体育館等	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボウリング場	1000	1000	2000	1000	1000	2000	-	100	100	1000 <sup>注2</sup>	1000	1000	2000	1000
	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設(上記のものを除き、かつ企業の福利厚生用のものを除く)	1000	1000	2000	1000	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	-
	遊技場	1000	1000	2000	1000	1000	2000	-	100	100	-	1000	1000	2000	1000
博物館、美術館又は図書館		500	500	2000	500	500	2000	-	100	100	1000	1000	-	2000	500
公衆浴場		500	500	2000	500	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	500
飲食店		200	200	2000	200	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	200
サービス業	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗	500	500	2000	500	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	500
	理美容院	200	200	2000	200	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	200
	郵便局・銀行	100	100	2000	100	-	-	-	100	100	1000	-	-	2000	100
自動車教習所、職業訓練校		500	500	2000	500	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	-
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		100	100	2000	100	100	2000	-	100	100	1000	100	-	2000	100
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)		1000	1000	2000	1000	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	1000
公衆便所		50	50	50	50	50	-	-	50	50	-	-	-	50	50
公共用歩廊		1000	1000	2000	1000	-	-	-	100	100	-	-	-	2000	1000
複合用途建築物		1000	1000	2000	1000	-	-	-	1000	1000	-	-	-	2000	1000
適用基準に係る条文			令第14条第1項第1号	令第14条第1項第2号	令第17条第2項(1)	令第17条第2項(2)	令第17条第3項(3)	令第15条第18号	令第18条第2項第2号	令第19条(1)イ	令第19条(2)イ	令第19条(2)ウ	令第18条第2項第5号	令第21条	
適用面積に係る条文		令第14条第2項別表第1	令第14条第1項、第2項別表第1	令第14条第1項	令第17条第2項(1)	令第17条第2項(2)別表第2	令第17条第3項(3)別表第3	令第14条第1項、第2項別表第1	令第14条第1項、第2項別表第1	令第14条第1項、第2項別表第1	令第19条(1)イ別表第4	令第19条(2)イ別表第5	令第19条(2)ウ別表第6	令第14条第1項、第2項別表第1	
備考						注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合			注1:病院のみ 注2:体育館・水泳場のみ	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合				

建築物移動等円滑化基準	準移動等円滑化経路					準視覚障害者移動等円滑化経路				
	出入口	廊下等	傾斜路	エレベーター	敷地内通路	廊下等	階段	傾斜路	エレベーター	敷地内通路
事務所 ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	-	-	-	-	-	1000	1000	1000	1000	1000
共同住宅	1000	1000	1000	2000	1000	-	-	-	-	-

凡例  
 条例で追加された用途又は基準